

審査の結果の要旨

氏名 折橋 洋介

本論文は、行政による死因調査に関する法制度に関して、死体解剖保存法、医師法、検視規則、関連の判例等を取り上げ、検案、解剖、検視について、法理論的及び法制度の観点から分析を試み、次のような結果を得ている。

1. 検案については、死因調査法制における検案を医師法 21 条にいう警察届出前の検案と行政機関の要請による検案の 2 つに分け、後者については、検視規則 5 条の検視立会検案、死体取扱規則 6 条 2 項の死体見分立会検案、そして死体解剖保存法 8 条の監察医による検案の 3 つがあるとし、それらの法律上の性質について検討した。その結果、検視規則 5 条による検視立会検案について、検視自体が捜査そのものではなく、あくまで捜査の端緒とされるのであるから、その補助として立ち会う検案についても犯罪捜査手続には属さない性質のものであるとした。そして解剖については、その目的と解剖実施における遺族承諾の要否から、各解剖の分類及び整理を行った。
2. 死因調査法制を分析する一視角として、情報の法的性質に着目した検討を行った。解剖情報の取扱いについては、司法解剖によって得られた情報の取扱いが問題となった東京地裁平成 17 年 6 月 14 日民事 34 部決定を素材として分析し、司法解剖で得た情報をどのようにして遺族等へ開示できるかについて課題を提示した。
3. 行政検視にかかる死因調査の情報については、遺族が開示を求めた公表裁判例（愛知県個人情報保護条例に基づく死体見分調書等の開示請求・名古屋高判平

成 20 年 7 月 16 日及び同原審名古屋地判平成 20 年 1 月 31 日) を素材として分析した。当該判決は、遺族からの死体見分調書等の開示の義務付け等を認めた原審から一転してその請求を退けたもので、その不開示情報該当性についての判断枠組みの整理、開示により支障が生じるおそれについての予測的判断評価、死体見分調書等の法的性質に係わる課題を提示した。

4. これらの分析を通じ、死因調査法制の分析視角として、情報の法的性質に着目することが有益であること、そして医事衛生行政と刑事手続の錯綜した状況下において、それらを買いて死因調査の適正を期することの意義、つまり、行政による適正な死因調査が保障されることについて、さらに法理論的に深めるべきであることを示唆した。
5. 憲法 25 条の生存権規定と行政による死因調査の関係について、従来、生存権は生活を営む権利として形成されてきたものであるが、行政による適正な死因調査を受けることは、死するときの最期の生存権保障として位置付けることが可能ではないかと試論的に考察した。

以上、本論文は、これまで法医学において、また広く法学領域においても、ほとんど研究されてこなかった行政による死因調査について、法理論的分析を加えたという点で独創性があり、且つ本研究は死因調査の目的についての議論の成熟化に資するための理論的基礎を築かんとするものであり、法医学及び隣接する法学領域における学問的価値のみならず、昨今の死因調査法制の体系的見直しの論議にも有用であり、学位の授与に値すると考えられる。